

# かけはし21

第28号

発行所  
徳島県農業会議  
徳島市かちどき橋  
徳島県農業センター4F  
発行人  
隔山 普宣

一	会長年頭ご挨拶	1
二	全国農業委員会代表者集会開催	2
三	所得税の確定申告の概要	3
四	日本政策金融公庫からのお知らせ	4
五	徳島県農業会議等の行事予定	5
六		6

## 会長年頭ご挨拶



新年明けましておめでとうございませう。平成26年の年頭にあたり、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

さて、農業の現場を取り巻く環境は、農業生産額が大きく減少する中で、農業者の高齢化や減少、耕作放棄地の増加に加え、TPPをはじめとするグローバル化の進展による国際競争の激化など、ますます厳しさを増しております。

そのため、昨年12月には、政府は今後10年程度を見据えた農林水産政策改革の指針となる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を正式決定し、①生産現場の強化、②需要と供給をつなぐ機能の構築、③需要の拡大、

④農産漁村の發揮を柱に、攻めの農林水産業を展開するとしております。

同プランにおいては、農業者自らの経営判断に基づく作付けを行う経営所得安定対策の見直し、農業の多面的機能の維持発展のための地域活動や営農活動に対して支援する日本型直接支払制度の創設、農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減、国内外の需要を取り組むための輸出促進、6次産業化の推進等の施策が盛り込まれており、農業の体質を強化し、競争力を高めていくためには、農業者、農業団体、行政等の関係者が一丸となってこれらの施策に取り組んでいく必要があります。

特に、農地中間管理機構の活用については、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等を進めていくため、農地利用配分計画の作成支援、遊休農地の解消対策、農地台帳の整備、人・農地プランの策定への積極的な関与など農業委員会の果たすべき役割は非

常に大きいものがあります。

また、今年は3年に1度の農業委員統一選挙の年であります。農業現場における様々な農政課題に対応するためにも、優秀な人材を確保する必要があります。とりわけ女性の積極的な登用を進め、農村や農業の活性化に、「女性ならではの」の能力を發揮していただきたいと考えております。

今後とも、農業者の代表として、これまでも増して、優良農地の確保と有効利用対策、担い手の育成・確保対策に加え、6次産業化や農産物の振興対策にも積極的に取り組んで参る所存でありますので、農業委員各位のご理解とご協力を頂きますよう、お願い申し上げます。

## 農林水産業・地域の活力創造プランの概要

内閣に設置された「農林水産業・地域の活力創造本部」にお

いて、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定された。

プランの基本的な考え方としては、強い農林水産業を実現するための産業政策と、美しく活力ある農山漁村を創り上げるための地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す。

政策の展開方向としては、①国内外の需要を取り込むための輸出促進、②地産地消、食育等の推進、③6次産業化等の推進、④農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減、⑤経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設、⑥農山漁村の活性化、⑦林業の成長産業化、⑧水産日本への復活、⑨東日本大震災からの復旧・復興、⑩農業の成長産業化に向けた農協の役割。

今後、本プランにおいて示された基本方向を踏まえ、10年程度先を見通して策定されている食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）の見直しに着手する。

(H・K)

## あぜ道の声

再生可能エネルギーの固定買取制度が始まって以降、太陽光発電施設を設置するため、農地転用の申請が急増している。内容としては、生産者が高齢となり、農業生産ができなくなった。農地を貸していたが、借り手がいなくなり、耕作を維持できなくなった。条件不利地域で長期間耕作されずに耕作放棄地となっていた。など農業生産が継続しできなくなり、耕作放棄地予備軍や耕作放棄地となっている農地を有効活用するもの。他方、買取価格が高いうちに農地に太陽光施設を設置し、収益を得ようとするもの等様々な理由がある。しかし、農地として回復困難なくらい荒れている耕作放棄地については転用しても仕方がないと思うが、一部には現在耕作が行われているし、生産性も高い農地なのに転用はもったいないと感じる案件もある。

平成26年度から農地中間管理機構が本格稼働する。安易に太陽光発電施設に転用するのではなく、機構を活用して優良農地の貸し借りや担い手の農地集積を進めるとともに、耕作放棄地の解消を図り、農業の生産振興につながるべく、私たちが農業委員会システム組織は、関係機関とともに取り組んでいかなければならない。

(H・K)

# 全国農業委員会会長代表者集会在開催

「平成25年度 全国農業委員会  
会長代表者集会」が昨年12月5  
日、東京の日比谷公会堂で開か  
れ、徳島県からは農業委員会会  
長ら22名が出席しました。

代表者集会では4つの議案が  
決議され、大会終了後、政府与  
党や各都道府県選出の国会議員  
に対し、決議に基づいて要請活  
動が行われました。



## 平成25年度 全国農業委員会会長代表者集会

— 担い手への農地集積と耕作放棄地の解消に向けて —

農地情報の整備・活用の  
取り組みを強化しよう

農業委員会組織・活動の  
体制強化を図ろう

遊休農地の解消と  
担い手への農地集積を進めよう

全ての農業委員会で  
女性農業者を登用

東日本大震災からの復興に  
全力で取り組もう

TPP交渉で国会決議を  
絶対に遵守させよう

農業者年金のさらなる  
加入推進に努めよう

全国農業新聞・全国農業圖書を活用した  
情報の受発信力の向上を図ろう

本県でも県選出の国会議員に  
対し、大会決議の要請書を手渡  
し、決議内容の実現に向けた取  
り組みを依頼しました。  
大会決議事項は、左のとおり  
です。

**【要請決議】**  
第1号議案 「基本農政推進の  
ための具体的施策に関する要請  
決議」  
第2号議案 「TPP交渉にお  
いて国会決議の絶対遵守を求め  
る要請決議」  
**【申し合わせ決議】**  
第3号議案 「農業委員会活動  
のさらなる取り組みに関する申  
し合わせ決議」  
第4号議案 「情報提供活動の  
一層の強化に関する申し合わせ  
決議」

また、代表者集会では決議に  
先立って、講演と活動事例の発  
表が行われました。講演では、  
元食糧庁長官で弁護士の高木賢  
さんを講師に迎え、「新たな時  
代に求められる農業委員会の役  
割」と題して講話がありました。

活動事例については、以下の  
3県の代表者から発表がありま  
した。「担い手への農地の利用  
集積」(佐賀県江北町農業委員会)、  
「女性農業委員の選出・登用」(と  
ちぎ女性農業委員の会)、「農地  
基本台帳整備と農地銀行につい  
て」(愛知県豊橋市農業委員会)

(T・K)

## 第16回全国農業担 い手サミットinい しかわ



「伝えよう!担い手の心広げ  
よう!農の絆」をテーマに「第16  
回全国農業担い手サミットinい  
しかわ」が、平成25年10月29日  
〜31日にかけて石川県で開催さ  
れた。

10月30日の金沢市で行われた  
全体会には皇太子殿下が臨席さ  
れ、平成25年度全国優良経営体  
表彰式典が行われ、個人・法人・  
集落営農の各部門で農林水産大  
臣賞が授与されたほか、多数の  
経営体が表彰された。

トークセッションの第1部で  
は6人の認定農業者から3分間

メッセージが行われ、現在の経  
営内容と今後の事業展開につい  
ての夢が語られた。休憩を挟ん  
だ第2部のトークセッションで  
は4組の農家が農業経営者と配  
偶者・後継者の3人で登場し、  
経営内におけるそれぞれの役割  
や後継者への経営のバトンタッ  
チの方法等について、活発なパ  
ネル討議が行われ、会場内は大  
いに盛り上がった。

全体会の最後には、いしかわ  
サミット宣言が行われ「農業の  
魅力ある産業としての次世代へ  
の伝承」・「多様な担い手の確  
保と持続可能な力強い地域農業  
の実現」・「全国の担い手の連  
携と東日本大震災の被災地の復  
興に向けた支援」について積極  
的に取り組むことの宣言がなさ  
れた。

翌31日は石川県内を11プロッ  
ク34コースに分けた現地研修会  
が開催され、全国から参加され  
た2千人を超える農業の担い手  
が交流を深めた。

平成26年度の全国農業担い手  
サミットは兵庫県で開催するこ  
とが決定しており、石川県の各  
会場で交流を図った認定農業者  
たちは、来年も参加することを  
申し合わせて帰路についた。

(S・T)

写真は、全体会翌日の現地研  
修会の様子 (五郎島金時の掘り  
起こし)

# 所得税の確定申告

所得税の確定申告の時期が近づいてきました。今年の確定申告書の提出は、2月17日(月)～3月17日(月)間に最寄りの税務署に提出することになっていきますので、ここで要点を説明します。

## 1. 申告納税額の計算のしくみ

申告納税額は次の流れで計算します。

- ① 総収入金額ー経費＝総所得金額
  - ② 総所得金額ー所得控除＝課税総所得金額
  - ③ 課税総所得金額に対する税額の計算
  - ④ 税額ー(税額控除＋災害減免額＋源泉徴収税額)＝申告納税額
- この流れを表にしたのが確定申告書です。

## 2. 確定申告書の作成

確定申告書には、AとBの2つの種類があります。

申告書Aは、申告する所得が給与所得や雑所得、配当所得、一時所得だけの場合に使用する様式で、申告書BはAに該当しない場合に使用します。

したがって農業所得などの事業所得や不動産所得などの申告には申告書Bを使用します。

## 3. 確定申告書への記入

**事業所得(農業所得)・不動産所得**

事業所得(農業所得)および不動産所得(損益計算書)で計算し

た収入金額および所得金額を記入します。

具体的には、収入金額を「収入金額等」欄の農業(イ)に、また所得金額を所得金額欄の農業(②)にそれぞれ記入します。不動産所得も同様に記入します。

## 4. 所得から差し引かれる金額の計算(詳細については国税庁ホームページ等で確認下さい。)

**雑損控除**：次のいずれか多い額

- ① (損失額ー保険等により補填された金額)ー(所得金額の合計額×10%)
- ② 災害関連支出の金額ー5万円。

**医療費控除**：「医療費ー保険等により補填された金額」ー「10万円」と「所得金額×5%」のいずれか少ない方の金額(最高限度額200万円)。

**社会保険料控除**：支払った保険料の全額。社会保険料とは、健康保険の保険料、国民健康保険の保険料(国民健康保険税)、国民年金・農業者年金・国民年金基金の保険料(掛金)、厚生年金の保険料、雇用保険の労働保険料、

労災保険の特別加入保険料など。**小規模企業共済等掛金控除**：支払った掛金の全額。**生命保険料控除**：「I」一般の生命保険料①新保険料のみの場合②最高4万円、②旧保険料のみの場合③最高5万円、③新・旧両保険料の場合④最高4万円、

II「個人年金保険料」①新保険料のみの場合②最高4万円、②旧保険料のみの場合③最高5万円、③新・旧両保険料の場合④最高4万円、III「介護医療保険料」①最高4万円、I・II・IIIの合計で最高12万円。

(新保険料とは平成24年1月1日以後に締結した保険契約の保険料、旧保険料とは平成23年12月31日以前に締結した保険契約の保険料)

**地震保険料控除**：①地震保険料だけの場合、最高5万円、②旧長期損害保険料だけの場合、最高15万円、③地震保険と旧長期損害保険料の両方ある場合には両方合わせて最高5万円。

**寄附金控除**：「特定寄附金の金額」と「総所得金額×40%」のいずれか少ない方の金額ー2千円。

**障害者控除**：1人につき27万円(特別障害者40万円、同居特別障害者75万円)。**寡婦・寡夫控除**：27万円(一定の要件に該当する場合35万円)。**勤労学生控除**：27万円。

**配偶者控除**：38万円、48万円(70歳以上)。

**配偶者特別控除**：最高38万円。**扶養控除**：38万円、63万円。**基礎控除**：38万円。

(注)雑損控除があるときは、まず雑損控除から控除します。

(T・E)

## 農地保全及び有効利用に関する行政評価・監視結果に基づく報告の概要

総務省から、農地法第30条第1項に基づく利用状況調査及び農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握の適正な実施について次のような指摘を受けたので留意する必要があります。

### 指摘事項

#### 1 遊休農地に関する調査

農地法第30条第1項に基づく利用状況調査の範囲は、利用状況調査を実施する農業委員会の区域内にある全ての農地とし、農地基本台帳に基づいた適正な調査ができるよう「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準について」(平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知)に基づき、非農地として判断した土地等は、調査対象範囲から除外するなど対象範囲の整理に努めること。また、利用状況調査の結果を踏まえて行う、農地の農業上の利用の増進を図るための指導については、当該農地の所有者が自ら耕作を行うか、自ら耕作を行うことが困難な場合は、地域の認定農業者等へ当該農地

の貸し付け等を行うよう指導を徹底するとともに、当該指導を行ってもなお農業上の利用の増進が図られない場合は、農地法第32条の遊休農地である旨の通知又は公告等の措置の実施を徹底し、遊休農地の解消が図られるようにすること。

#### 2 農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握等

##### (1) 農地法第3条許可を受けた農地について

農地法第3条許可を受けた農地については、許可後1年を超えてその耕作状況の把握が行われていないことがないよう、利用状況調査等を実施するものとし、農業上の利用の増進が図られていない場合には、農地法第30条第3項による指導等を確実に行うこと。

##### (2) 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた農地について

農地法第3条第6項に基づく利用状況の報告については、「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月21日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林振興局長通知)別紙第1第1の6(2)アに基づき、未提出の法人に対しては書面により速やかに督促すること。

# 日本型直接支払制度の創設

## 3つの政策と4つの改革と

### 日本型直接支払制度

現在、わが国農業における担い手の農地利用は全農地の約5割を占めていますが、農業従事者の高齢化（基幹的農業従事者の平均年齢66歳）、耕作放棄地の拡大（この20年間で2倍に増え滋賀県全体と同じ規模）などの課題が生じています。

これらを克服し、本来の活力を取り戻すことは待ったなしであり、構造改革をさらに加速化させていくことが必要となっています。このため、今般「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための政策（産業政策）と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策（地域政策）を車の両輪として推進し、若者たちが希望の持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げ、その成果を国民全体で実感できるものとするため、関係者が一体となって、課題の解決に向け4つの改革に取り組むこととしました。

4つの改革は、

### 【産業政策】

- ①農地中間管理機構の創設
- ②経営所得安定対策の見直し
- ③水田フル活用と米政策の見直し

### 【地域政策】

- ④日本型直接支払制度の創設です。

農業と農村は、国土保全、水源かん養、景観形成をはじめとする多面的機能を発揮しています。当たり前のような存在で実感は薄いのですが、国民全体がその利益を受けています。

しかし、近年、農村地域における高齢化、人口の減少等の進展により、このままでは地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがあります。

また、地域の共同活動である水路・農道等の維持管理が、若い担い手への負担となりつつあることから、このままでは地域の資源の維持管理がネックとなつて、若い担い手の規模拡大を阻害しかねないこととなります。

今後とも、農業・農村が有する多面的機能が適正に発揮されるよう構造改革を後押しするため、

日本型直接支払制度を創設することとしました。

## 日本型直接支払制度

### 3つの支払い

- ①農地維持支払（創設）
- ②資源向上支払（組替）
- ③環境保全型農業直接支払（現行制度維持）

多面的機能を支える共同活動支援として、

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充  
・農村地域の構造改革に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成  
など、担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積の後押しをします。

現行の農地・水保全管理支払を組替・名称変更して、地域資源（農地・水路・農道など）の質的向上を図る共同作業支援として、

・水路のひび割れや農道の路肩の補修  
・農道脇への花の植栽  
・水田やため池

中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援します。

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

## 日本型直接支払制度の概要

農業の多面的機能（国土保全・水源かん養・景観形成など）の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。水路・農道等の維持管理が、地域の農業人口減や高齢化により若い担い手への負担とならないよう、農地集積や多面的機能確保を後押しします。26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、27年度から法律に基づき実施します。

### 制度の全体像

#### 農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援します。  
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

#### 支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

#### 資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

#### 支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ピオトーフづくり
- ・施設の長寿命化のための活動等



水路のひび割れ補修



植栽活動

#### 中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援します。



中山間地域（山口県長門市）

#### 環境保全型農業直接支払

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。



カバークロップ（緑肥）の作付

※5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映します。

の雨水貯留機能活用による防災・減災力の強化

・景観形成や生態系保全や再生により地域ぐるみの取組の質を高め、地域の知恵や努力に基づき取組を促進・発展させます。

#### ③中山間地域等直接支払

（現行制度維持）

中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援を継続します。

#### ④環境保全型農業直接支払

（現行制度維持）

環境保全効果の高い営農活動

を行うことにより生じる追加的コスト支援を継続します。

最後に、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、「強い農林水産業」を創り上げます。

（農林水産省中国四国農政局 徳島地域センター）

# 日本政策金融公庫からのお知らせ

こんにちは。日本政策金融公庫（日本公庫）徳島支店です。公庫は、認定農業者向けのスーパーL資金などの融資や各種情報提供、商談会の開催など、さまざまな形で農業者の皆様の経営改善をご支援できるよう努めています。

## 平成二十六年度予算案の概要

昨年12月24日に平成26年度政府予算案が閣議決定されました。同時に公庫の貸付計画や条件改定案等についても公表されましたので、その概要をご案内します。

○スーパーL資金について、「人・農地プラン」の中心的経営体向け無利子化措置（融資後5年間）が本年度に引き続き措置されることになりました。ちなみに、25年度の予算枠は既に全国的に枯渇しており、26年度も予算枠の制約があることから、年度途中で予算枠が枯渇する可能性があることは、本年度と同様です。

○「就農支援資金制度」が公庫に移管され、「青年等就農資金制度」に衣替えすることになります。

徳島県では利用が低調だった同資金制度ですが、貸付対象者を拡大（個人だけでなく法人も）するなどの制度の拡充を行い、新規に就農しようとする方への支援を強化することになります。また、就農計画の認定主体が県から市町村に変更となるなど、融資の前提となる行政サイドの手続きも大きく変わることになります。

○飼料価格高騰対策のセーフティネット資金の特例措置が継続されることになりました（一部は25年度補正予算で措置）。24年後半以来高騰を続けている飼料価格ですが、円安の影響もあって依然として高止まりしています。このため、影響を受けている畜産業者に対する実質無担保・無保証人融資及び貸付限度額の特例が引き続き措置されます（これも予算枠の制約があります）。

## アグリフードEXPO大阪が開催されます

2月21・22日の2日間、ATCアジア太平洋トレードセンター（大阪市住之江区）で、当公庫主催のアグリフードEXPO2014が開催されます。これは、

国産農畜産物及びその加工食品に限定した商談会としては国内最大級のもので、出展者は約300、来場者は2日間で約1万5千人にのぼるイベントです。今回、徳島県からは全国のバイヤーへの販路の開拓を目指して、農業法人協会会員等4社が出展を予定しています。将来の出展の参考のため等、ご興味のある方には招待状を配布しますので、左記の問い合わせ先にお気軽にお申し出ください。

## メール配信サービスの案内

日本公庫農林水産事業ではメール配信サービスによる情報提供を行っています。

公庫ホームページ（アドレス <http://www.jfc.go.jp>）にアクセスして、今すぐ登録ください。このサービスの4つの特徴があり、①農業や食に関する独自調査結果を提供、②公庫資金に関する最新情報をご案内、③豊富な農業技術情報の入手、④情報満載の定期刊行物などがご覧いただけます。

### お問い合わせはこちらまで

日本政策金融公庫  
徳島支店農林水産事業  
徳島市中洲町1-58  
088(656)6880  
営業時間 9時〜17時

## （有）酒井農園が農林水産省経営局長賞を受賞

自らの農業経営を改善し、地域農業の振興や活性化に散り組むなどの意欲と能力のある農業者の一層の発展を図ることを目的に毎年実施されている全国優良経営体表彰の平成25年度の法人経営体部門において鳴門市の（有）酒井農園（代表者酒井理氏）が農林水産省経営局長賞を受賞した。

この表彰は、個人部門・法人部門・集落営農部門の3つに分かれており、平成25年度では全国から38経営体が推薦された。

（有）酒井農園の農業経営の特徴は、天然由来の有機肥料を使用し、農業散布を極限まで抑えた栽培方法（有機JAS・特別栽培・エコファーマー等）に取り組むことにより、鉄分・ビタミンC・タンニン・カルシウムを多く含んだ栄養価の高いレンコンを栽培している。

平成21年には徳島県が食の安全に取り組む農業者等に与える独自の認証制度である「とくしま安2農産物認証」を取得するとともに、平成24年に環境保全・労働安全にも配慮した、優れた農業者に与えられる徳島県独自の「とくしま安2農産物（安2GAP）」も取得し、一般消費



者や流通業者等に対し、より安全・安心な生産管理を行っている農業法人であるという情報発信も行っている。

また、従来から生産数量の約1割を占め、食品加工会社にただ同然で引き取られていたレンコンの規格外品の活用について、地域の商工関係者と新たな商品化に向けて検討を重ねた結果、平成24年に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を目指した「総合事業化計画」の認定を受け、レンコンの規格外品を活用したレンコンパウダー等を開発した。

現在はその実用に向けて麺類やパン等に練り込むなど風味豊かな新商品の開発にチャレンジしている。

（注）文中の安<sup>2</sup>は、あん<sup>2</sup>んと読む

# 徳島県農業会議等の行事予定

会議等の行事予定		場 所	対 象 者
<b>1月</b>			
14日	農地中間管理機構担当者会議	農林水産省中国四国農政局	県主務課・農業会議農委担当者
15日	農地現地調査	阿波市・吉野川市農業委員会	現地調査員（常任会議員）
16日	農地現地調査	鳴門市・阿南市農業委員会	現地調査員（常任会議員）
17日	徳島県農業法人協会新年互礼会	ホテル千秋閣	農業法人協会会員
20日	徳島県農業会議第400回常任会議員会議	徳島合同庁舎会議棟A B会議室	常任会議員、県・関係市町村等
22日	無料職業紹介責任者講習会	ホテルアウィーナ大阪	新規就農相談センター相談員
29日～30日	都道府県農業会議農地主任者会議	東京都・主婦会館プラザエフ	農業会議職員
<b>2月</b>			
2日	新・農業人フェア	東京国際フォーラム	新規就農・就業希望者
4日	都道府県農業会議事務局長	衆議院議員会館	農業会議事務局長
6日	女性の視点を活かした地域農業推進研修会	徳島グランヴィリオホテル	女性農業者等
6日	第三者経営継承を考えるシンポジウム	ハートンホテル心斎橋	経営継承関係農業者等
13日	都道府県農業会議会長会議	TKP市ヶ谷カンファレンスセンター	農業会議会長
18日	市町村農業委員会事務局長会議	ホテル千秋閣	農業委員会事務局長
19日	徳島県農業会議第401回常任会議員会議	徳島県庁11階講堂	常任会議員、県・関係市町村等
24日	農の雇用事業研修会	徳島グランヴィリオホテル	農の雇用事業実施主体
<b>3月</b>			
1日	新・農業人フェア	大阪会館	新規就農・就業希望者
18日	徳島県農業会議第402回常任会議員会議	徳島グランヴィリオホテル	常任会議員、県・関係市町村等
18日	徳島県農業会議103回総会	徳島グランヴィリオホテル	農業会議員

## 農地法第4条・第5条転用許可の面積

	単位:㎡										合計
	住宅	植林	倉庫	資材置場	駐車場	農用施設	道路	工場	砂利採取	その他	
10月	76,032	0	572	633,937	256,021	4,151	6,033	0	0	1,599,586	2,576,332
11月	132,963	0	0	505,938	23,910	0	0	0	0	466,131	1,128,942
12月	397,740	0	636	1,193,345	224,400	2,281	223	0	0	624,760	2,443,385
合計	606,735	0	1,208	2,333,220	504,331	6,432	6,256	0	0	2,690,477	6,148,659

徳島県農業会議常任会議員  
会議で処理した農地法第4条・  
第5条の転用許可面積は左表  
(10月～12月)のとおりとな  
りました。

- 法律の概要
  - 法律の骨子
  - 法律要綱
  - 法律
  - 附帯決議（衆議院 参議院）
  - 新旧対照条文（抄）
- 定価 650円 規格 A4判  
212頁

農地中間管理機構の創設、遊  
休農地対策の強化、農地台帳等  
の法定化などを柱としたもので  
あり、農業委員会の役割と業務  
に関わりの深い法律の内容を掲  
載しています。

「農地中間管理事業の推進に關す  
る法律」農業の構造改革を推進  
するための農業経営基盤強化促  
進法等の一部を改正する等の法  
律条文、附帯決議及び資料



新刊農業図書紹介

かけはし21 第28号  
昨年の暮れに農地中間管理機構関連二法が成立し、遊  
休農地対策の強化、農地基本台帳の法定化が盛り込まれ  
ましたが、農業委員会組織には地域農業の発展に貢献す  
ることが期待されていることから、農地の利用調整や遊  
休農地解消に向けて機構の業務に積極的に関与し、成果  
を挙げて行くではありませんか。(T・M)

徳島県農業会議へのお問い合わせ  
TEL (088)678-5611 FAX (088)655-8364  
URL <http://www.tokukaigi.or.jp>  
MAIL [home@tokukaigi.or.jp](mailto:home@tokukaigi.or.jp)

あ  
と  
が  
き

購読料 月額 六百元  
発行 毎週金曜  
お申込みは農業委員会へ

全国農業新聞は、農業者の公  
的利益代表機関である農業委員  
会系統組織が発行する週刊の農  
業専門紙です。農業委員と農業  
者、農業者と地域住民・消費者、  
農村と都市の絆を強めるための  
「かけはし」として、普及・拡  
大に努めましょう。

全国農業新聞の  
普及拡大を